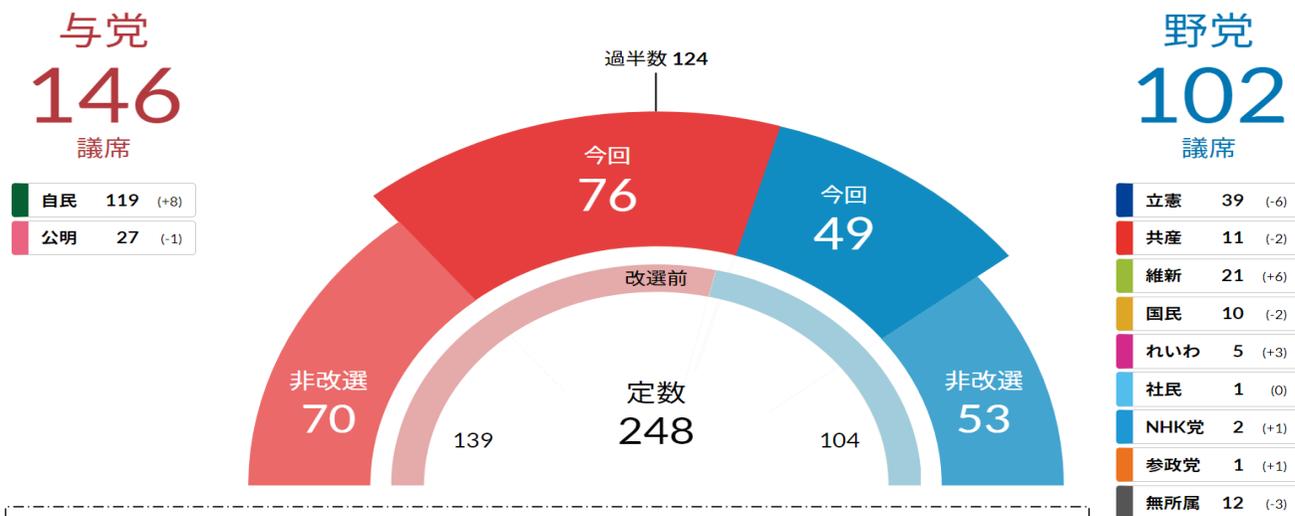


## 川越・東松山民商 民商だより 7/13 NO.21

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商のホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 参議院選挙の結果を踏まえ、改憲・大軍拡に反対し、消費税減税・インボイス中止の運動を強めよう！



与党の補完勢力(維新21、国民10)を足すと、改憲勢力が3分の2以上に！

10日投票の第26回参議院選挙結果は、改憲へと突き進み、敵基地攻撃を可能にする大軍拡や核共有を主張する勢力が議席を伸ばしました。こうした議席が、衆参両院で改憲発議に必要な3分の2を超えたことは重要です。

しかし、NHKが行った選挙の出口調査で「投票で重視した政策」への回答は、「経済」45%、「社会保障」15%、「外交安全保障」12%、「新型コロナ」10%に対して「憲法改正」はわずか5%です。

消費税減税を主張した政党の比例票は2,799万票で、税率引き下げを拒む自民・公明両党の得票(2,444万票)を355万票上回りました。減税を掲げた政党と自公の票差は、昨年総選挙時(250万票)と比べ105万票も拡大しており、消費税減税を求める世論の高まりは明らかです。

こうした有権者の意識や1票に込められた思いを尊重するならば、選挙結果をたてに、改憲へと突き進むことなど断じて許されません。

いま、多くの中小業者がコロナ化や物価高騰による経営危機に直面しています。引き続き改憲・大軍拡に反対し、消費税減税・インボイス中止、危機打開に向け、悪政転換に力を合わせましょう。

### 東松山市事業者活動支援金申請手続きは7/20から始まります

東松山市が、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格の高騰や為替変動等、激しく変化する社会経済情勢に対応しながら事業を継続している市内事業者へ、市独自の支援金の申請が20日からスタートします。

### 給付金額 中小法人など10万円、個人事業主など5万円

申請期間は7月20日から10月31日までです。この期間内に、1回のみ申請となります。前回の東松山の支援金を受給した方も、申請できます。

### 提出書類

#### 【中小法人】

1. 申請書兼請求書
2. 直近の法人事業概況説明書の両面の写し  
(税務署の受付印があるもの。e-Taxの場合は受信通知も添付すること。)
3. 履歴事項全部証明書の写し(3か月以内発行のもの)
4. 振込先金融機関を確認する書類(申請者名義の通帳の写し等)

#### 【個人事業主】

1. 申請書兼請求書
2. 令和3年分の確定申告書類  
(確定申告書第一表の写しで税務署の受付印があるもの。e-Taxの場合は受信通知も添付すること。)
3. 事業所の所在地及び事業内容を記載した書類  
(開業届、営業許可証、店舗パンフレット等の写し)
4. 振込先金融機関を確認する書類(申請者名義の通帳の写し等)
5. 本人確認書類(申請者の氏名・住所・生年月日が確認できるもの)  
運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証のいずれかの写し  
(注意)健康保険証の住所が手書きの場合のみ住民票の写しもあわせて提出

申請方法は、電子申請か書類を郵送のいずれかです。令和3年12月31日までに事業を開始し、今後も事業を継続する意思がある法人・個人事業主が対象。市税等の滞納者(徴収の猶予を受けている者は除く。)は申請できません。質問・相談予約など、お気軽に民商まで連絡ください。

編集後記 参院選後、岸田首相はすぐに改憲発議に向けた取り組みを早期に取り組みと表明しています。しかし、この間の世論調査を見れば、多くの国民は景気・雇用対策や物価高対策・経済対策といった暮らしに対しての政策を求めている、改憲を求めています。まして早期改憲への“信任”を与えたわけではありません。有権者の意思を早朝するならば、政府は消費税減税を決断すべきです。

